

○福井県後期高齢者医療広域連合会計管理者の補助組織に関する規則

〔平成19年2月1日〕  
〔規則第4号〕

（組織）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第6項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、職員を置く。

（職務権限）

第2条 職員は、会計管理者の命を受け、事務に従事する。

（事務分掌）

第3条 事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 収入支出の審査及び確認に関すること。
- (2) 現金の出納及び保管に関すること。
- (3) 有価証券の出納及び保管に関すること。
- (4) 小切手の振出しに関すること。
- (5) 決算の調製及び提出に関すること。
- (6) 財産の記録管理に関すること。
- (7) 基金の管理及び処分に関すること。
- (8) その他経理に関すること。

（準用）

第4条 この規則に定めるもののほか、福井県後期高齢者医療広域連合事務局組織規則（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合規則第2号）を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間は、「会計管理者」とあるのは、「収入役」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。